

平成30年7月吉日

東京シティ青果株式会社御中

東京都中央卸売市場  
新市場整備部 物流調整担当

### 豊洲市場における産地車両の自動車登録手続きについて

日頃より東京都中央卸売市場の運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、東京都では、市場内で自動車を使用する場合、当該自動車について、登録申請書を提出し、あらかじめ知事の登録（自動車登録）を受ける必要があります（東京都中央卸売市場条例第114条の3）が、卸売業者への出荷を目的に入場する産地の自動車については、そのことを証明する書類等（送り状）の提示をもって登録を受けたものとみなし、入場が許可されています。

本年10月に開場する豊洲市場では、卸売市場における場内秩序の保持やセキュリティの強化及び物流の効率化を目的として、車両入退場管理設備を導入することとしております。

豊洲市場においても産地の自動車については、従来どおり送り状を提示することで入場することができますが、車両番号等、入退場管理設備の運用において必要となる情報を事前に提出いただき、入退場管理設備へ入力を行うことにより、各出入口における滞留のないスムーズな入退場が可能となる予定です。

このため、車両番号等の必要な情報の事前提出について、産地の関係者へ周知いただけますようご協力をお願いいたします。

なお、データ提出後、廃車又は新規購入等により登録情報の変更があった場合は、改めてご提出いただきますようお願いいたします。